

## 「普通預金口座（総合口座を含む）」のお取り扱いについて （未利用口座管理手数料のご案内）

平素より、結城信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和2年10月1日（木）より、長期間未利用の口座が不正利用されることによる被害を防止する目的で、「未利用口座管理手数料」を導入させていただいております。

同手数料の詳細は下記のとおりとなりますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、同手数料は、2年以上ご利用のない普通預金口座に対して適用させて頂くものであり、**常日頃から入出金や口座振替などのお取引をいただいているお客様の口座から、未利用口座管理手数料が引き落とされることはありません。**

今後とも、常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持向上により一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 未利用口座管理手数料の対象となる口座および、自動解約について

適用 預金種類	「普通預金口座（総合口座を含む）」 * 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。 * 法人、個人、団体が対象となります。
対象口座	令和3年10月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび本件手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座を含む）。 ただし、 <b>次の場合を除きます。</b> イ. 当該口座の残高が10,000円以上である場合 ロ. 同一店舗で、定期性預金、財形預金、投資信託、公共債、保険のお取引が、1円以上ある場合 ハ. 同一店舗で、お借入がある場合
手数料額	年間1,320円（消費税込）
ご案内方法 ・ 手数料 ・ 自動解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象口座となった場合、事前に文書にて届出の住所にご案内いたします。（「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達したものとみなします。）（ご案内後、一定期間（約3ヶ月）内にご利用または解約いただいた場合、本手数料はかかりません。）</li> <li>事前通知後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、年間手数料額を当該口座から引き落としいたします。</li> <li>口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料とし、同口座を解約いたします。</li> <li>口座残高以上の負担および、自動解約した後の手続きはございません。</li> <li>本手数料のご返金および、解約口座の再利用はできません。</li> </ul>

（最新改定日：令和4年9月1日）

以上